

[4] 高等教育の修学支援新制度

家庭の経済状況に関わらず、学びたい意欲のある方が大学・短期大学等に進学できるよう、入学金・授業料の減免と給付型奨学金の支給を併せて支援する制度です。仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学は支援対象校として認定されています。

支援を受けるためには、家庭の経済状況のほか学業成績や学習意欲に関する要件を満たし、支援対象者に認定される必要があります。また、一旦支援対象者に認定されても、世帯収入の変動や学業成績等により支援区分が変更となる場合があります。

※2024年4月から、「第Ⅳ区分」が追加され、支援対象が拡大します。世帯年収600万円程度で、多子（扶養する子の数が3人以上）世帯（支援額：満額の1/4）や私立学校の理工農系学生（支援額：私立学校文系との差額分免除）も支援対象となります。詳細は文部科学省（高等教育の修学支援新制度）及び独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

【支援対象者】

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

対象者	年収の目安	支援区分	支援額
住民税非課税世帯の学生	～約270万円※	第Ⅰ区分	満額
住民税非課税世帯に準じる世帯の学生	～約300万円※	第Ⅱ区分	満額の2/3
	～約380万円※	第Ⅲ区分	満額の1/3
多子（扶養する子の数が3人以上）世帯の学生等	～約600万円	第Ⅳ区分	満額の1/4等

※上記の年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安です。基準を満たす世帯年収は家族構成によって異なります。

【支援金額（私立大学の場合）】

	授業料と入学金の減免額		給付型奨学金の支給額（年額）
	入学金（1回限定）	授業料（年間上限額）	
満額支援の場合	約26万円	約70万円	自宅 約46万円 自宅外 約91万円
満額の2/3支援の場合	約17万円	約46万円	自宅 約30万円 自宅外 約60万円
満額の1/3支援の場合	約8万円	約23万円	自宅 約15万円 自宅外 約30万円
満額の1/4支援の場合	約6万円	約17万円	自宅 約12万円 自宅外 約23万円

※詳細は文部科学省（高等教育の修学支援新制度）、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

【支援金額（私立短期大学の場合）】

	授業料と入学金の減免額		給付型奨学金の支給額（年額）
	入学金（1回限定）	授業料（年間上限額）	
満額支援の場合	約25万円	約62万円	自宅 約46万円 自宅外 約91万円
満額の2/3支援の場合	約16万円	約40万円	自宅 約30万円 自宅外 約60万円
満額の1/3支援の場合	約8万円	約20万円	自宅 約15万円 自宅外 約30万円
満額の1/4支援の場合	約6万円	約15万円	自宅 約12万円 自宅外 約23万円

※詳細は文部科学省（高等教育の修学支援新制度）、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

- (1) 「高等教育の修学支援新制度」の対象者の入学手続納付金は、以下のとおり取り扱います。
 - ① 入学手続納付金（入学金）は、納入期限までに全額を納入していただく必要があります。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。
 - ② 入学後に所定の手続きを経て、減免対象者であることが確認できた方については、後日、減免相当額を還付します。還付時期については、入学後にお知らせします。ただし、本学への入学を辞退した場合、入学金は返還しません。
- (2) 「高等教育の修学支援新制度」への申込みについて
進学を検討されている方は、高校等在学中に本制度の予約採用に申込まれることをお勧めします。（本学入学後に申込むこともできます。）
- (3) 本学の学費支援制度との併用について
本学の学費支援制度との併用が可能です。「高等教育の修学支援新制度」で授業料の減免対象となるのは、本学の支援制度により減免される額を差し引いた後の授業料となります。

お問い合わせ先 学校法人北杜学園 学費相談センター

TEL 022-217-9012 FAX 022-217-8881